

軽自動車に関する手続きについて

所有者等の変更、廃車(破棄、譲渡、転出など)の手続きが行われていない軽自動車は、引き続き賦課期日である4月1日の登録に基づき軽自動車税が課税されますので、忘れずに手続きをしてください。

また、納税通知書を滞りなく受け取るために登録事項(住所、氏名、定置場など)に変更があった場合も、すみやかに変更の手続きをしてください。

【軽自動車税の対象となる車両】

軽四輪車、二輪の小型自動車、軽二輪自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車 など

【注意事項】

八雲町ナンバーの原動機付自転車および小型特殊自動車の登録の一時抹消については、道路運送車両法に定められていないため、一時的に利用しないという理由での廃車手続きはできません。

【手続き先】

・軽四輪車

軽自動車検査協会 函館事務所 ☎050-3816-1764

・二輪の小型自動車、軽二輪自動車など

函館運輸支局 ☎050-5540-2002

・原動機付自転車、小型特殊自動車など

財務課資産税係、熊石総合支所地域振興課、落部支所

【問い合わせ先】財務課資産税係 ☎0137-62-2114

熊石地域 固定電話回線の不通 について

NTT東日本が左記の日程で熊石地域の固定電話回線(01378から始まる電話機)の工事を行うことから、固定電話での発着信が不通となります。

それにともない、熊石地域からの119番通報および熊石消防署と相沼・泊川分遣所への電話回線が不通となるため、工事時間帯において火災や救急などの緊急通報をした際に繋がらない場合は、次の番号に携帯電話から通報していただくようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちでない方は、固定電話での119番通報時、プープーと話中の音が流れますがそのままお待ちいただくと、工事終了後呼出音に変わり消防へ繋がりますのでよろしくお願います。

【日時】2月18日(金)

午前1時10分～1時40分
うち、3分間

【緊急時連絡先】

携帯電話からの119番通報または0137-63-

2686へ携帯電話で連絡

(八雲町消防本部通信指令室へ繋がります。)

【問い合わせ先】

八雲町消防本部警防救急課
通信指令係
☎0137-63-2686

令和5年(令和4年度)八雲町成人式 名称変更について

民法上の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする、民法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されます。

成人式の時期や在り方に関しては、現在、法律上の定めはなく各自治体の判断で実施されていますが、八雲町・八雲町教育委員会では、令和4年度以降の成人式につきましても20歳を対象年齢として実施します。

また、「成人式」の名称については「八雲町二十歳の集い(仮称)」と変更し、次のとおり開催します。

【令和5年(令和4年度)八雲町二十歳の集い(仮称)】

【対象者】平成14年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方

【開催日時】

令和5年1月8日(日)
午後2時

【会場】

八雲町民センター(予定)

※対象者は令和4年11月1日時点の住民基本台帳に基づいて作成し、12月上旬に対象者へ案内を送付予定です。

一時的に住民票を移している方や、八雲町出身で現在他の市町村にお住まいの方でも出席できますので、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

・社会教育課
☎0137-63-3131
・熊石教育事務所
☎01398-2-3111